

D 2 - 自営または個人事業主として働くため、移民によって起業するため、
またはスタートアップのための在留査証

申請者氏名：		
メールアドレス：		
携帯電話番号：		
ポルトガルへの渡航理由：		
一般要件		
	YES	NO
査証（ビザ）申請用紙 必要事項を記入してパスポート同様の署名をした所定の申請用紙。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
写真 2 枚 最近撮影されたパスポート申請用証明写真（4.5 x 3.5 cm） 2 枚（無背景で本人確認可能な画質の写真）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
パスポート（旅券） パスポート（旅券）または他の渡航書類。 滞在予定期間を超えて三ヶ月間有効な渡航書類。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
コピー 身分事項が記載されたパスポートのページのコピー 1 部（無背景で本人確認可能な画質の写真）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
正式な身分証明書 日本国籍以外の国籍の者が、在京ポルトガル大使館領事部にて査証を申請する場合は「在留カード」または「特別永住者証明書カード」など、身分を証明する公的な書類。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
有効な旅行保険 病気や怪我による緊急の治療・医療支援や本国への緊急移送など、医療上の理由による経費をカバーする有効な 旅行保険 。 クレジットカードまたは海外での医療費を一部カバーする生命保険は認められません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
犯罪経歴証明書 出身国または 1 年以上居住している国の「犯罪経歴証明書」。 必ず（アポステイユ証明）を取得してください。 （16 歳未満は免除）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要請書 申請者のポルトガルにおける犯罪記録の照会をポルトガル出入国管理局（SEF）に許可する所定の「要請書 Requerimento」。（16 歳未満は免除）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生計手段の証明 <ul style="list-style-type: none"> ポルトガル滞在中の生計を維持するための資金を有することを証明する雇用契約書または雇用を約束する書類。 銀行の残高証明を提出される場合は、直近三ヶ月の英文の残高証明をご用意ください。（例、1 月末日・2 月末日・3 月末日の英文の残高証明書） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<ul style="list-style-type: none"> ● 前述の証明書は、雇用主による「誓約書(Termo de Responsabilidade)」の提出によっても代替可能。尚、誓約書は署名の公証など、適切に作成されたものでなければならない。 		
特定書類		
自営または個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ（共同事業、合同事業など）契約またはサービス提供契約の契約書または提案書。 ● ポルトガルにおいて特別な資格の対象となる職業を行使するための要件を証明した、管轄機関が発行した書類（該当する場合）。 	□	□
移民によって起業する場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 投資活動を行ったことを証明する書類、または、 ● ポルトガルの金融機関が発行した書類を含め、ポルトガルで利用可能な金融資産を有していることを証明する書類。同時に、ポルトガル領内で投資活動を行う意思があることを正式に表明し、その内容を特定した書類。 	□	□
スタートアップの場合 <ul style="list-style-type: none"> ● I A P M E I（ポルトガル競争イノベーション庁）が、法律の条項に従って認定インキュベーターとインキュベーション契約を締結したことを証明する書類。 	□	□
ポルトガル語圏諸国共同体（CPLP）の国民 - モビリティ協定対象		
<p>ポルトガル語圏諸国共同体（CPLP）の国民は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修生または労働者を受け入れる組織や、学生やボランティアの交換プログラムを実施している団体の代表者が署名し、その署名が適切に公証された「誓約書(Termo de Responsabilidade)」が提出できる場合。 ● 査証（ビザ）申請者の食事と宿泊を保証し、帰国費用を立て替えることを誓約した、ポルトガル国籍保有者またはポルトガルの在留資格を有する外国人による「誓約書(Termo de Responsabilidade)」が提出できる場合。 <p>以下の書類の提出が免除されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅行保険 ● 生活手段証明 ● 往復航空券 	□	□
<p>ご注意ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類をすべて提出しない場合、ビザ申請が却下されることがあります。 ● 領事部は、必要と判断された場合、上記以外の書類を要求する権利を有します。 ● 手続きに必要な書類がすべて提出されたとしても、それは査証（ビザ）の発給を保障するものではありません。なお、ビザ申請が却下されても、手数料の払い戻しには応じられません。 ● 各種法令は以下のサイトにてご確認ください。 https://vistos.mne.gov.pt/pt/vistos-nacionais/legislacao-nacional ● 生計手段 - 2007年12月6日付省令第1563号 		